

宮城県事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費）支給要綱

（趣旨）

第1 県は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所による災害をいい、以下「震災」という。）で被災した県内沿岸部（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町をいう。以下同じ。）で安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、被災した県内沿岸部の人手不足に対応するため、求職者の雇入れに際して住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ、雇用の維持・確保を達成した事業所に対し、その要した費用の一部について、予算の範囲内において宮城県事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費）（以下「本助成金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

- 第2 この要綱において「事業所」とは、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の事業又はこれに準ずるものをいう。
- 2 この要綱において「受給要件労働者」とは、本助成金の対象となる事業所（以下「助成対象事業所」という。）で雇用される労働者のうち、本助成金を受ける要件となる労働者をいう。
- 3 この要綱において「求職者」とは、助成対象事業所での採用選考時点において、失業状態にある者又は失業することが確定している者をいう。ただし、高等学校、大学等を卒業予定の者を含む。
- 4 この要綱において「経過日」とは、受給要件労働者の雇入日から起算して、それぞれ1年、2年及び3年を経過した日（以下それぞれ「1年経過日」、「2年経過日」及び「3年経過日」という。）をいう。
- 5 この要綱において「基準日」とは、それぞれ1年経過日、2年経過日及び3年経過日以後で知事が別に指定する日をいう。
- 6 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。
- 7 この要綱において「離職」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 労働者都合による離職 労働者が自己の都合により離職した場合
 - (2) 事業主都合による解雇等 事業主都合による解雇（勸奨退職等を含む。）又は雇止めにより、労働者が離職した場合
 - (3) 配置転換 第5に規定する受給要件労働者等及び第6に規定する要件外助成対象労働

者（以下、併せて「助成対象労働者」という。）の就労していた事業所が相当期間にわたって別の事業所（本助成金の対象となった第4に規定する助成対象事業所を含む。）に変更された場合

(4) その他 前3号以外の事由により助成対象労働者に該当しないこととなった場合

8 この要綱において「離職日」とは、前項各号の事由に応じて、次の各号に定める日をいう。

(1) 前項第1号に定める場合 労働者が自己の都合により離職した日

(2) 前項第2号に定める場合 事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇止めにより、労働者が離職した日

(3) 前項第3号に定める場合 配置転換前の第4に規定する助成対象事業所で最後に勤務した日

(4) 前項第4号に定める場合 当該事由が発生した日

9 この要綱において「雇用契約」とは、労働者が労働基準法第10条に規定する使用者（以下同じ。）の指揮命令を受けて労働することと、使用者が労働の対償として報酬を与えることの合意によって成立するものであって、正社員やアルバイトといった名称、試用のためといった目的及び理由、並びに雇用契約書の有無を問わないものとする。

10 この要綱において「不正受給」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2編各条の規定に該当する行為のほか、故意に第11、第13又は第14に規定する申請書及びこれらに添付する書類（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載を行い、若しくは偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない本助成金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、申請書等の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

（支給対象事業主）

第3 本助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）が、第8に規定する助成対象期間内に、第4に規定する助成対象事業所において、第5に規定する受給要件労働者等を雇い入れた上で、申請を行い、かつ、基準日に第7に規定する雇用の維持・確保を達成した場合に支給するものとする。

(1) 県内沿岸部に事業所を有し、当該事業所において、震災からの復興政策に関連する次のイ又はロのいずれかに該当する事業であって、将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待されるものを実施する事業主であること。

イ 平成23年3月11日以降に採択された国又は地方公共団体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするものに限る。）又は雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業であると知事が認めるもの

ロ イ以外の事業で、地域の地場産業として振興を行っている産業分野であって相当数の雇用創出が期待される事業など、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった

雇用支援」と認められる事業であると知事が認めるもの

(2) 前号イ又はロの事業を実施する事業所において、令和7年3月31日までに、国又は地方公共団体の補助金、融資等の産業政策の支援対象となることが決定している（事業の開始に向けた建物の建設工事に着手している場合を含む。）事業主であること。

(3) 受給要件労働者を雇い入れる前に、助成対象事業所の就業規則等の明文の規程に基づき、次のイからハまでのいずれかの取組み（以下総称して「住宅支援の取組み」という。）を実施する事業主であること。

イ 助成対象事業所で雇用される労働者を居住させるため、事業主が賃借する住宅（以下「借上げ住宅」という。）について、新たに賃借契約を締結すること（以下「住宅の新規借上げ」という。）又は賃借契約を変更して借上げ住宅を追加すること（以下「住宅の追加借上げ」という。）

ロ 就業規則等の規程を改正し、助成対象事業所で雇用される労働者に対し労働者自らが居住する住宅に係る経済的負担に対する金銭的な給付（以下「住宅手当」という。）について、新規に導入すること（以下「住宅手当の導入」という。）

ハ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当について、金額の増額又は対象者の範囲を拡大すること（以下「住宅手当の拡充」という。）

(4) 労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備、保管している事業主であること。

(5) 第11に規定する認定申請及び第13に規定する認定変更申請時点において、中小企業者等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主は、支給対象としない。

(1) 過去3年間に本助成金を含む各種助成金等を不正に受給したことがある事業主及び前項第1号イ又はロの事業において不正受給を行った事業主

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主

(3) 宮城県税に未納がある事業主

（助成対象事業所）

第4 助成対象事業所は、次の各号のいずれにも該当する県内沿岸部の施設のみから構成される県内沿岸部の事業所とする。

(1) 原則として、第3第1項第1号イ又はロのいずれかに該当する事業を実施していること。

(2) 第3第1項第1号イ又はロに規定する事業の支援決定（以下「産業政策の支援決定」という。）を受けた後、かつ、平成30年3月1日以降に住宅支援の取組みを実施している

こと。

(受給要件労働者等)

第5 受給要件労働者は、次の各号のいずれにも該当する労働者とする。

- (1) 平成30年3月1日以降に住宅支援の取組みを実施した助成対象事業所において、住宅支援の取組みを実施した後、かつ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に雇い入れた求職者であること。ただし、令和5年度までに、第12第1項に規定する認定又は第13第3項に規定する変更認定の対象となった受給要件労働者等の雇入れに係る期間については、この限りでない。
- (2) 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること。
- (3) 雇用契約が、「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」であること。
- (4) 原則として、雇入日、認定申請日及び基準日において、支給対象事業主が実施する住宅支援の取組みによる支援を受けていること。
- (5) 助成対象事業所に所属していること。
- (6) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条又は第10条に規定される被保険者及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定される被保険者となる場合、被保険者としての資格を取得していること。

2 第12に規定する認定の通知を受けた事業主は、受給要件労働者が事業主都合以外の理由で離職した場合で、当該受給要件労働者が離職した日の翌日から助成対象期間が終了する日までに前項の要件を満たす労働者を新たに雇い入れたときは、当該労働者を離職した受給要件労働者の補充者（以下「補充労働者」といい、受給要件労働者と併せて「受給要件労働者等」という。）として、助成対象事業所における受給要件労働者数の2分の1以下の範囲に限り、申請することができる。この場合において、前項第1号中「令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に雇い入れた求職者」とあるのは「令和6年1月15日以降に雇い入れた求職者」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する労働者は、受給要件労働者等としない。

- (1) 第11に規定する認定申請を行った日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に助成対象事業所を離職した、雇用形態が期間の定めのない雇用又は更新可能な1年以上の有期雇用であった者で、再び同一の事業所で雇い入れた労働者
- (2) 住宅支援の取組みによる支援に要した費用が、国費を財源として支給される他の助成金等の支給対象となっている労働者
- (3) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した労働者

- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定される派遣労働者
- (5) 第11に規定する認定申請を行った日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に、助成対象事業所において、事業主都合の解雇（勸奨退職等を含む。）又は雇い止めを理由に離職した労働者がいる場合は、その人数に相当する労働者（以下「解雇に伴う相殺対象者」という。）
- (6) 補充労働者として認定変更申請する場合を除き、最初の受給要件労働者の雇入れから2年を経過した後に雇い入れた労働者

（要件外助成対象労働者）

第6 助成対象事業所において、受給要件労働者等に該当しないものの、次の各号のいずれにも該当する労働者（以下「要件外助成対象労働者」という。）がいる場合は、受給要件労働者等と併せて申請することにより、本助成金の支給算定対象に含めることができるものとする。ただし、第11の認定申請の際に、既に雇い入れられている要件外助成対象労働者のうち申請がなかったものについては、第13に規定する認定変更及び第14に規定する支給申請をすることができない。

- (1) 助成対象期間内のいずれかの時点において、支給対象事業主が実施する住宅支援の取組みによる支援（ただし、受給要件労働者等と同一であり、原則として、住宅手当の導入又は住宅手当の拡充に限る。）を受けていること。
- (2) 受給要件労働者と同一の助成対象事業所に所属し、かつ、受給要件労働者と同一の支給対象事業主と雇用契約を締結していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する労働者は、要件外助成対象労働者としなない。

- (1) 住宅支援の取組みによる支援に要した費用が、国費を財源として支給される他の助成金等の支給対象となっている労働者
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定される派遣労働者

（雇用の維持・確保に係る要件）

第7 基準日において、支給対象事業主が次の各号の要件をいずれも満たした場合に、雇用の維持・確保を達成したものとする。

- (1) 助成対象事業所における受給要件労働者について、それぞれの基準日における人数が、受給要件労働者の雇入日における人数を下回っていないこと。
- (2) 助成対象事業所における雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者について、それぞれの基準日における人数が、受給要件労働者の雇入日における人数を下回っていないこ

と。

(助成対象期間)

第8 本助成金の助成対象期間は、次の各号のいずれかの日を起算日として、3年間とする。ただし、3年を経過する日が令和10年3月31日より後の場合は、令和10年3月31日までとする。

(1) 受給要件労働者については、原則として、当該受給要件労働者の雇入日

(2) 要件外助成対象労働者については、原則として、受給要件労働者のうち最も早く雇い入れた者の雇入日

2 助成対象期間の途中で、支給要件を満たさなくなった場合又は本助成金の対象事業を廃止する場合は、原則として、当該事由発生日以前の直近の経過日の前日までを助成対象期間とする。ただし、1年経過日以後の直近の基準日までに当該事由が発生した場合、知事は、原則として、第12に規定する認定又は第13に規定する変更認定の全部又は一部を取り消す。

(助成対象経費)

第9 本助成金の助成対象経費は、助成対象期間中に支出した次の各号に規定する経費（認定を受けた種別の経費に限る。）とする。

(1) 住宅の新規借上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料

(2) 住宅の追加借上げに際して変更した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借契約に基づき支払っていた賃借料との差額

(3) 住宅手当の導入を行った場合は、手当の導入に伴い改正した後の就業規則等に基づき支給した手当の額

(4) 住宅手当の拡充を行った場合は、受給要件労働者等については、最も早く雇い入れた者の雇入れに先立って実施した手当の拡充に伴い改正した後の就業規則等（以下「変更後の就業規則等」という。）に基づき支給した手当の額とし、要件外助成対象労働者については、変更後の就業規則等に基づき支給した手当の額と、変更前の就業規則等に基づき支給する手当の額との差額

(助成金の額)

第10 本助成金の額は、第9に規定する助成対象経費の合計額（認定を受けた種別ごと）の4分の3に相当する額とする。ただし、1事業所当たり年額240万円を上限とし、総額は720万円を上限とする。

(認定申請)

第11 本助成金の認定の申請をしようとする事業主（以下「認定申請者」という。）は、第3第

1 項第 1 号イ又はロに規定する事業を実施する事業所ごとに、次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める受付期間内に、事業計画認定申請書（別記様式第 1 号。以下「認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 助成対象事業所労働者一覧（別記様式第 3 号）
- (3) 県税事務所長が発行する宮城県税の未納がないことを証明する書類
- (4) 事業主が中小企業者等であることが確認できる書類
- (5) 事業主が営む事業並びに役員等の住所及び氏名が確認できる書類
- (6) 受給要件労働者の雇用保険被保険者資格の取得状況が確認できる書類
- (7) 第 3 第 1 項第 1 号イ又はロに規定する事業を実施する事業主であることが確認できる書類
- (8) 住宅支援の取組みによる支援を実施する事業主であることが確認できる書類
- (9) 受給要件労働者の氏名及び生年月日が確認できる書類
- (10) 受給要件労働者の職務経歴等が確認できる書類
- (11) 助成対象労働者との雇用契約内容が確認できる書類
- (12) 受給要件労働者が第 5 第 1 項第 6 号に規定する被保険者としての資格を有することが確認できる書類
- (13) 助成対象事業所に所属する全ての労働者（受給要件労働者の雇入日において雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者である者に限る。）が確認できる書類
- (14) その他知事が必要と認める書類

（認定申請の認定等）

第 12 知事は、認定申請書の提出を受けたときは、その認定の可否を決定し、認定申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、事業計画認定通知書（別記様式第 4 号の 1）又は事業計画不認定通知書（別記様式第 4 号の 2）によって行うものとし、知事は、その認定に当たり次の各号のほか、必要な条件を付すことができるものとする。

- (1) 支給対象事業主は、第 14 の規定により、支給申請書を提出しなければならない。この場合において、提出期限内に支給申請書及び第 14 第 1 項各号に定める添付書類が提出されなかったときは、知事は、認定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (2) 支給対象事業主は、認定申請書の提出後、受給要件労働者等を新たに雇い入れた場合は、第 13 第 1 項の規定により、認定変更申請書を提出することができる。
- (3) 支給対象事業主は、第 13 第 2 項各号のいずれかに該当する場合、同項の規定により、認定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。（ただし、軽微な変更の場合は、変更内容を届け出ること。）

(4) 偽りその他の不正な行為により本助成金の認定を受けた場合には、認定を取り消し、認定取消処分を受けた日の翌日から3年間、本助成金の認定及び支給決定を行わない。

(5) 支給対象事業主は、本助成金に関する書類を、会計帳簿とともに、第8に規定する助成対象期間の末日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、厚生労働大臣又は知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

(6) この要綱及び規則の規定を遵守しなければならない。

3 前2項の規定による認定の通知を受けた事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合、知事は、事業計画認定取消通知書（別記様式第4号の3）により、認定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正な行為により本助成金の認定を受けた場合

(2) 前項の規定により付した条件に違反した場合

(3) その他要件を満たさないことが判明した場合

(認定内容等の変更等)

第13 第12に規定する認定の通知を受けた事業主は、認定申請書の提出後、受給要件労働者等を新たに雇い入れた場合は、知事が別に定める受付期間内に、当該労働者の雇入れを確認できる書類等を添えて、事業計画認定変更（廃止）申請書（別記様式第5号の1。以下「認定変更申請書」という。）を知事に提出することができる。

2 第12に規定する認定の通知を受けた事業主は、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として、当該変更が確定した日以後の直近の基準日の前日までに、変更の内容を証する書類を添えて、認定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 本助成金の対象事業を廃止する場合

(2) その他認定内容等に変更があった場合（知事が別に定める軽微な変更を除く。）

3 知事は、認定変更申請書の提出を受けたときは、その認定の可否を決定し、事業計画変更認定通知書（別記様式第5号の2）又は事業計画変更不認定通知書（別記様式第5号の3）により、認定（変更）申請者に通知するものとし、変更認定又は廃止に当たり必要な条件を付すことができるものとする。

4 前項の規定による認定の通知を受けた事業主が、第12第3項各号のいずれかに該当する場合、同項の規定に準じて変更認定の取消等を行うものとする。

(支給申請等)

第14 本助成金の交付を受けようとする事業主は、規則第3条の規定により、基準日（助成対象事業所において、同一年度内に複数の基準日が定められている場合には、そのうち最も遅い日）から1か月を経過した日又は基準日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、助成対象事業所ごとに、次の各号に掲げる書類を添えて、支給申請兼実績報告書（別

記様式第6号。以下「支給申請書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、支給申請書の提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとする。

- (1) 助成対象事業所労働者一覧(別記様式第3号)
- (2) 県税事務所長が発行する宮城県税の未納がないことを証明する書類
- (3) 受給要件労働者等の雇用保険資格取得及び喪失状況(喪失原因を含む)が確認できる書類
- (4) 住宅支援の取組みによる支援の実施状況及び経費が確認できる書類
- (5) 事業主の役員等の住所及び氏名が確認できる書類
- (6) 助成対象労働者との雇用契約内容が確認できる書類
- (7) 受給要件労働者等の就労状況が確認できる書類
- (8) 受給要件労働者等に対する賃金の支払状況が確認できる書類
- (9) 第7に規定する雇用の維持・確保に係る要件を満たしていることが確認できる書類
- (10) その他知事が必要と認める書類

2 支給申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(助成金の支給決定等)

第15 知事は、第14に規定する支給申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、本助成金を支給することが適当と認めるときは、本助成金の支給の決定をするものとする(以下「支給決定」といい、申請内容の一部について支給対象としないときを含む。)。この場合において、本助成金の支給の目的を達成するため必要があるときは、当該目的達成に必要な限度で条件を付すことができるものとする。

2 知事は、前項の支給決定をしたときは、支給決定通知書(別記様式第7号の1)により、本助成金の支給申請をした者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、当該申請の内容を審査し、本助成金を支給することが適当でないときは、本助成金の不支給の決定をし、不支給決定通知書(別記様式第7号の2)により、本助成金の支給申請をした者に通知するものとする。

4 第2項の支給決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(支給の方法)

第16 本助成金は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定後に支給するものとする。

(支給申請等に不備があった場合の取扱い)

第17 第15に規定する支給決定後、支給申請書等の不備による振込不能等があり、県が確認

等を求めたにもかかわらず支給申請書等の補正が行われず、申請事業主の責めに帰すべき事由により支給できなかったとき又は支給決定等を行うために必要な要件を満たしていることの確認が取れず、支給決定を行うことが困難であると知事が判断したときは、支給申請が取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し)

第18 知事は、第15に規定する支給決定後、支給決定の通知を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第16条の規定により、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な行為により本助成金の支給決定を受けた場合
- (2) 第15第1項の規定により付した条件に違反した場合
- (3) その他要件を満たさないことが判明した場合

2 前項の規定により支給決定を取り消した場合、当該事業主に対しその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第19 知事は、第18の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、規則第17条の規定により、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を求める場合、当該事業主に対しその旨を通知するものとする。

(状況報告)

第20 知事は、規則第10条の規定により必要の都度、支給対象事業主に対して事業の実施状況等に係る報告を求めることができる。

(支給要件の確認)

第21 知事は、第3第2項第1号に規定する本助成金の不支給要件に該当する事実の有無について確認する必要がある場合は、別記様式第8号により、宮城労働局に照会するものとする。

2 知事は、その他この要綱に規定する不支給要件等に係る調査について必要がある場合は、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となる資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(受給要件労働者等の公募)

第22 支給対象事業主は、受給要件労働者等の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを行うなど、可能な限り公募するよう努めなければならない。

(代理人の取扱い)

第23 支給対象事業主は、本助成金の申請等に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。

2 代理人は、支給対象事業主に代わって本助成金の申請等に係る事務を行う場合は、認定申請書等に記名押印又は自筆による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記すものとする。また、申請書等を提出する際には、正当な権限のある代理人であることを証する委任状を提出するものとする。

(個人情報の取扱い)

第24 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する支給対象事業主が本助成金の申請等を行った場合、当該支給対象事業主は、本助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(支給額の端数処理)

第25 本助成金の支給額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実地調査等)

第26 知事は、本助成金に係る事業が適正に実施されていることを確認し、事業の効果を検証する等のために必要があるときは、支給対象事業主等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に助成対象事業所等に立ち入らせ、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の実地調査の実施方法等については、知事が別に定める。

(書類の保管義務)

第27 支給対象事業主は、本助成金に関する書類を、会計帳簿とともに、第8に規定する助成対象期間の末日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、厚生労働大臣又は知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

(その他)

第28 この要綱に定めるもののほか、本助成金の支給等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。
- 3 令和6年度においては、第5第1項第1号の規定にかかわらず、産業政策の支援決定を受けた助成対象事業所において、住宅支援の取組みを実施した後、かつ、令和6年1月15日から令和6年3月31日までの間に助成対象事業所で雇い入れた労働者も受給要件労働者としてすることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成30年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行し、令和元年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月20日から施行し、令和2年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月27日から施行し、令和3年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月19日から施行し、令和4年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月24日から施行し、令和5年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月28日から施行し、令和6年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。